



令和3年4月28日
市民総務部総務課

申請書等への押印を5月1日から順次廃止していきます

塩竈市では、市民の負担軽減と利便性の向上のため、市にご提出いただく申請書等の様式について見直しを行い、市の規則等で定める1,347件の手続について、準備が整ったものから順次押印を廃止していきます。

第一段階として、5月1日から1,162件の様式で押印を廃止し、先行して廃止した手続を合わせると、全体の86.3%で押印廃止となります。

1. 押印見直しの対象手続（市の規則等で押印を求めている手続） ※4月19日現在の様式数

	総件数	廃止する手続件数	率
外部（市民、企業など）に 押印を求めている手続	1,154件	1,021件（※）	88.5%
内部（市職員）に 押印を求めている手続	193件	141件	73.1%
合計	1,347件	1,162件	86.3%

※令和3年5月1日以前に廃止済みの手続（59件）を含む。

2. 押印見直しの基準

（1）原則廃止する手続

- ① 規則等に押印を求める根拠がないもの
- ② 規則等に押印を求める根拠があるものの本人確認の必要性が低いもの
- ③ 申請内容、添付書類等により本人確認ができるもの

（2）押印見直しの例外

- ① 法令等により押印が義務付けられているもの
- ② 国・県等の様式を使用しているもの
- ③ 実印を求めるものなど厳密な本人確認の必要があるもの

3. 特例規則の制定

行政改革の観点から、押印の廃止に伴う様式の改正は行わず、押印の義務付けを特例的に廃止する特例規則を制定します。

4. その他

現時点で押印を廃止できない手続についても、国県等の動向に合わせて、順次押印廃止を進めていきます。